

## 社会福祉法人養父市社会福祉協議会 子育てサロン「そよ風」実施要綱

平成19年5月1日制定

平成20年1月7日改正

平成21年6月1日改正

### （目的）

第1条 この事業は、養父市内に在住する子育て中の親子または孫育て中の祖父母が気軽に集う場として子育てサロン「そよ風」（以下、「サロン」という。）を開設することにより、情報交換や仲間づくり、親子間交流等を目的として実施する。

### （実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

### （利用対象者）

第3条 サロンの利用対象者は、養父市内に在住する就学前の子どもとその保護者とする。

### （開設場所）

第4条 サロンの実施場所は、養父市上箇321番地、ふれあいいいききサロン「そよ風」（以下「施設」という。）とする。

### （利用申請）

第5条 サロンを利用しようとする人は、子育てサロン「そよ風」利用申請書（様式第1号）に年間利用料を添えて社協会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

### （利用料金）

第6条 サロンの利用は無料とし、必要に応じて料金を徴収することができる。

### （実施期間）

第7条 この事業の実施期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### （開催日および時間）

第8条 サロンの実施日を、原則として祝祭日を除く毎週月曜日とする。実施時間は、午前10時から午前11時30分までとする。なお、本会の事業のため施設を使用する場合は、サロンの実施を中止する場合がある。

### （利用定員）

第9条 サロンの利用定員は、1回につき概ね30人とする。

### （職員配置）

第10条 サロンの実施にあたり、スタッフとして本会職員およびボランティアを配置する。

### （賠償責任等）

第11条 この事業の利用中の事故等による賠償責任が生じた場合は、市社協が加入している保険等の範囲内で責任を負うものとする。

### （補則）

第12条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年1月7日から施行する。

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

### 別 表

項 目	金 額	備 考
年間利用料	500円（毎年更新）	施設維持経費として

(様式第1号)

会長	事務局長	課長	係長	係

受付番号

## 子育てサロン「そよ風」 利用申請書

平成 年 月 日

養父市社会福祉協議会長 様

住所 \_\_\_\_\_

申請者 氏名 \_\_\_\_\_ ?

電話 ( ) \_\_\_\_\_

私は、子育てサロン「そよ風」を利用したいので、次の通り申し込みます。

保護者	フリガナ		性別	男・女
	氏名		生年月日	昭和 年 月 日
	住所	養父市	電話番号	( )
メールアドレス				
児童1	フリガナ		性別	男・女
	氏名		生年月日	平成 年 月 日
児童2	フリガナ		性別	男・女
	氏名		生年月日	平成 年 月 日
児童3	フリガナ		性別	男・女
	氏名		生年月日	平成 年 月 日
緊急連絡先	氏名		保護者との続柄	
	住所		電話番号	( )
その他特記事項				

ご記入いただいた個人情報は、利用目的以外には使用いたしません。